

確定申告・市県民税申告

2/16(月)～3/16(月)は確定申告と市県民税申告の期間です。
申告が必要な人は必ず申告してください。

問合先

確定申告・藤枝税務署
(〒426-8711 藤枝市青木2-36-17) ☎641-0680
市県民税申告・年金受給者の確定申告…課税課 市民税担当
(〒425-8502 本町2-16-32 市役所本庁舎3階7番窓口)
☎626-2149



あなたは申告が必要ですか

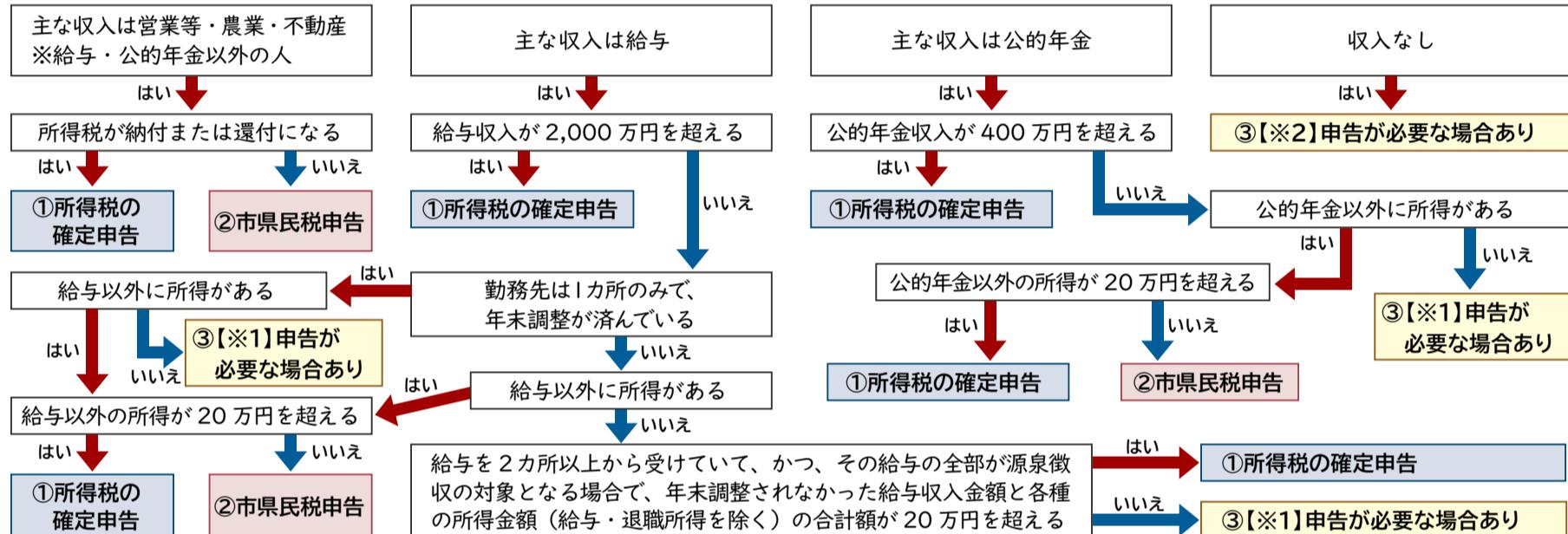
次のフローチャートにより、確定申告や市県民税申告が必要かどうか確認してください。

※このフローチャートは一般的な例です。不明な点は課税課に問い合わせてください。

※遺族年金、障害年金、失業給付金などは非課税所得のため、収入に計上しません。

対象 令和8年1月1日時点での市内に住所がある人（1月1日時点で市外に住んでいた人などは、住んでいた市区町村へ相談してください）

令和7年中（令和7年1月1日～12月31日）の収入



▼判定結果

区分	注意事項など
① 所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をすれば、市県民税申告をする必要はありません。
② 市県民税申告が必要です	収入から所得税が源泉されている場合、申告により所得税の還付を受ける場合には、所得税の確定申告が必要です。この場合、所得税の確定申告をすれば、市県民税申告をする必要はありません。 ※繰越損失がある場合は、所得税の確定申告が必要です。
③ 申告が必要になる場合があります	【※1】申告の義務はありませんが、医療費控除や扶養控除の追加などを申告したい場合、源泉徴収された所得税の還付を受ける人は所得税の確定申告が、それ以外の人は市県民税申告が必要です。 【※2】収入がなくても、課税証明書などが必要な場合や行政サービス（健康保険料等の軽減や手当等の支給など）を受ける場合は、市県民税申告が必要です。

申告はインターネットや郵送をご利用ください

【確定申告】パソコン・スマホで簡単作成

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。
また、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（またはICカードリーダーライター）を用意すれば、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を利用して電子送信することができます。
※電子送信や郵送での提出にご協力ください。
※詳しくは国税庁ホームページを確認してください。



【市県民税】住民税試算システムのご利用を

市県民税申告書は、市ホームページの「住民税試算システム」で作成することができます。
このシステムで作成した申告書を印刷し、必要書類を添付して提出してください。
※郵送での提出にご協力ください。
※所得税の確定申告と異なり、電子送信はできません。
※書類が不足している場合、控除などが認められない場合があります。
※詳しくは市ホームページを確認してください。



被災された皆さまへ（台風第15号など）

災害などにより損害を受けた人は、雑損控除を受けられる場合があります。詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。



市ホームページ

ふるさと納税のワンストップ特例制度

ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した場合でも、5団体を超える寄附をした場合や確定申告などをする場合は、全ての寄附金額を申告する必要があります。

申告会場

自宅での申告書作成が難しい人向けに開設します。各会場とも、期間の初めごろや午前中は混雑が予想されます。来場時期の分散にご協力ください。
なお、各会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

確定申告会場

場所 総合体育館（シーガルドーム）

開設期間

2/16(月)～3/16(月)（土日・祝日を除く）
受付時間 9:00～16:00

注意事項

- 確定申告会場への入場には、「入場整理券（下記参照）」が必要です
- 申告期間中、藤枝税務署では申告相談できません
- 総合体育館への電話での問い合わせはご遠慮ください（申告会場との取り次ぎはしません）
- 申告書の提出のみの場合は、郵送などにより税務署へ提出してください
- スリッパなどの内履きを持参してください

入場整理券

入場整理券は、会場で当日配布しますが、国税庁公式LINEから事前にオンラインで入手することができます。
入場整理券の配布状況により、後の来場をお願いすることがあります。
※詳しくは、国税庁公式LINEを確認してください。

国税庁公式LINE



年金受給者の確定申告相談会場

対象 令和7年中の収入が公的年金等のみであり、所得税の確定申告が必要な人や還付を受ける人

※確定申告会場（左記参照）でも申告できます。
※公的年金等以外の収入がある人や税額控除（住宅ローン控除）などを適用する人は、この相談会では受け付けできません。

場所 市役所本庁舎1階 会議室IA

開設期間

2/16(月)～20(金)、3/2(月)～6(金)

受付時間

9:00～11:30
13:30～15:30

定員 各日75人

焼津会場

場所 市役所本庁舎1階 会議室IA

開設期間

2/16(月)～20(金)、3/2(月)～6(金)

受付時間

9:00～11:30

13:30～15:30

定員 各日75人

大井川会場

場所 市役所大井川庁舎1階 健診コーナー

開設期間

3/9(月)～13(金)

受付時間

9:00～11:30

13:30～15:30

定員 各日50人（当日先着順）

午前の来場
予約はこちら



予約フォーム

会場に来場する場合の主な持ち物

▼申告・相談の持ち物

対象	持ち物
全員	マイナンバーカード（または、マイナンバーを確認できる書類と運転免許証などの身分証明書）
給与・公的年金等の収入がある人	給与や公的年金等の源泉徴収票
事業や不動産などの所得がある人	収支内訳書、青色申告決算書、収入金額や必要経費が分かる書類
扶養親族などがある人	その親族のマイナンバーが分かる書類
社会保険料・生命保険料・地震保険料控除を適用する人	社会保険料の納付額が分かる書類、生命保険料・地震保険料の控除証明書
障害者控除を適用する人	障害者手帳、障害者控除対象者認定書
医療費控除を適用する人	医療費控除の明細書、医療費通知（領収書の添付などでは医療費控除を適用できません）
寄附金控除を適用する人	寄附金の受領証、寄附金控除に関する証明書
その他の控除を適用する人	控除を証明する書類
所得税の還付を受ける人	申告者本人名義の預貯金口座番号が分かるもの
前年以前に申告した人	直近の確定申告書の控え、利用者識別番号の通知書

島田年金事務所 公的年金等の源泉徴収票などの再発行

確定申告などに必要な「公的年金等の源泉徴収票」や「社会保険料（国民年金）控除証明書」を紛失した場合などは、ねんきんダイヤルや島田年金事務所で再交付の申請ができます。問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるものを手元に用意してください。
※ねんきんネットのユーザーIDを持っている人は、ねんきんネットから再交

付の申請ができます。マイナンバーカードを持っている人は、マイナーポータルからねんきんネットにログインできます。

問合先 • ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
• 島田年金事務所 ☎0547-36-2211



ねんきんネット